

平成29年 3月 3日
(2017年)

業者各位

建設総務課

平成29年3月から適用している公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置等について

このことについて、国土交通省からの特例措置の通知に基づき、本市におきましても、次のとおり運用することとしますのでお知らせします。

なお、本特例措置により請負代金額を変更された場合は、下請企業との間で既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引き上げ等について適切に対応するようお願いいたします。

また、建設工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）の運用については、平成26年4月1日付け「賃金等の変動に対する建設工事請負契約書第25条第6項の運用について」のとおり取り扱うこととします。

1 措置の内容

平成29年3月から適用している公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）の上昇に伴い、2に定める工事の受注者は、建設工事請負契約書第53条の規定に基づく請負代金額の変更の協議を請求することができます。

2 具体的な取扱い

平成29年3月1日以降に当初契約を締結する工事のうち、予定価格の積算に当たって平成28年2月から適用した公共工事設計労務単価を適用したものについては、次の方式により算出された請負代金額に契約を変更します。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、「 $P_{\text{新}}$ 」及び「 k 」は、それぞれ次に掲げるものとします。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価及び当初契約時点の物価による積算に係る予定価格

k ：当初契約時点の落札率

3 具体的な対応について

(1) 変更協議の請求

受注者からの変更協議の請求は書面により、契約日から起算して10日以内に行うこととします。

(2) 措置の運用基準

請負代金額の変更額については、発注者と受注者が協議して定めます。ただし、協議開始

から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知します。

なお、当該協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知します。ただし、発注者が当該請求を受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができます。

4 その他

契約締結前の対象となる工事にあつては、落札者に対し本特例措置に基づく対応が可能であることを説明した上で契約を締結します。

また、契約締結後の対象となる工事にあつては、工事担当課から、受注者に対し本特例措置に基づく対応が可能であることを説明します。